

郵送によるお申込みは、登録までに2週間程度かかります。専用ホームページでの登録をお願いします。

とっとりGo To Eatキャンペーン 加盟飲食店登録申込書

★は必須項目です。全てご記入ください。

この登録申込書裏面の「とっとりGo To Eat キャンペーン加盟飲食店同意書」の内容に同意し、署名の上、下記の必要事項を記入してください。

※複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申込をしてください。

記入日: 年 月 日

加盟店情報 <small>※加盟店として公式サイト および広報物に掲載します。</small>	★店名	フリガナ	★TEL			
	★住所	〒				
	★ジャンル	下表の1~21の中で該当するジャンル番号を丸で囲ってください(複数可)。	★提供可能なサービスに丸を付けてください。	テイクアウト おせち料理	ランチ忘年会 ファミリー向け	
		1.和食・日本料理 2.洋食 3.イタリアン 4.フレンチ 5.中華料理 6.アジア・エスニック料理 7.韓国料理 8.各国・多国籍料理 9.定食・食堂 10.寿司 11.海鮮 12.そば・うどん 13.ラーメン 14.カレー 15.ハンバーガー 16.焼肉・ホルモン 17.お好み焼き・たこ焼き 18.居酒屋 19.ダイニングバー・バル 20.喫茶 21.その他				
	★サイトURL					
★店舗アピールコメント	おすすめメニュー等(20文字以内)					

申請者情報	★代表者名	フリガナ	★食品営業許可番号			
	★担当者名	フリガナ	担当者電話番号			
	★担当者メール		F A X			
			所属団体	商工会議所や商工会などに所属している場合は団体名を記入ください。		

法人情報 <small>※法人の場合は フリガナは記入して ください。</small>	★会社名		★TEL			
	★住所	〒	★FAX			

振込口座情報	★金融機関名		★金融機関コード		★支店名		★支店コード	
	★該当する科目を丸で囲ってください。	当座 普通	★口座番号 左詰めで記入してください。		★口座名義	フリガナ		

とっとりGo To Eatキャンペーンコールセンター

TEL.0570-001-263 (加盟店様用)

【受付時間】月曜日～金曜日9:30～17:00 土日祝・年末年始(12月30日～1月3日)は休業

事務局使用欄

受付日	備考欄
年 月 日	

とっとり Go To Eat キャンペーン加盟飲食店同意書

※とっとり Go To Eat キャンペーンの加盟飲食店に登録していただくには、下記1～25の全て(2と3はいずれかでも良い)の条件を満たしている必要があります。ご一読の上、左側の□にチェック(✓)を入れ、署名をお願いします。

【営業形態】

1. 当店は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 2または3のいずれかに該当します。
2. 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。
3. 当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、とっとり Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。
4. 当店は、暴力団又は暴力団員が経営に関わる事業者ではありません。特定の宗教・政治団体と関わる営業又は公序良俗に反する営業を行いません。
5. 当店は、鳥取県内で営業しています。

【行政への協力】

6. 当店は、とっとり Go To Eat キャンペーン期間中に、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
7. 当店は、とっとり Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
8. 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
9. 登録の際に提供した情報及びとっとり Go To Eat キャンペーンの対象店舗となった場合はその旨を Go To Travel 事務局に提供することに同意します。

【ガイドラインに基づく取組等】

10. 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
11. 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
- 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
 - 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施(窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
 - 他グループの客同士ができるだけ2m(最低1m)以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション(アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。
※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。
 - 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
12. 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
13. 当店は、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」に登録し、ステッカーを店頭に掲示します。
14. 当店は、「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」に登録します。
15. 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
- 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりがやすい大量の飲酒を避けること。
 - 大人数での会食や飲み会を避けること。
 - 食事中以外はマスクを着用すること。
 - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)を利用すること。
 - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - とっとり新型コロナ対策安心登録システムを利用すること。
- ※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。
※上記ガイドラインに基づく取組等に加え、「鳥取県新型コロナ対策認証事業所」の認証取得を推奨します。

【加盟店の責務】

16. 当店は、商品の販売、又はサービスの提供なく食事券を換金しません。
17. 当店は、食事券を使用できない商品に対して食事券での支払いを受け付けません。
18. 当店は、食事券の再販、再流通をしません。
19. 当店は、食事券の偽造・悪用をしません。
20. 当店は、利用者から提示された食事券に、偽造等の不正使用の疑いがある場合は受け取りを拒否し、警察に通報するとともに事務局に報告します。
21. 食事券の盗難・紛失、毀損した場合又は偽造・模造について、すべて自己責任とします。
22. 当店は、食事券の利用期間中は加盟店として事業に参加し、やむを得ない事情がない限り途中辞退をしません。
23. 当店は、食事券の利用に際して、消費者から苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
24. 当店は、店舗名・所在地・電話番号・業種等の加盟店情報を、専用サイトや各種広告等、とっとり Go To Eat キャンペーンの広報で公表されることに同意します。

【加盟店登録の取消】

25. 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又はとっとり Go To Eat キャンペーン事務局の指摘に適切に対応しない場合や同意書の同意内容に違反や虚偽があった場合、不正行為があったと認められる場合には、とっとり Go To Eat キャンペーン事務局により加盟店登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容に同意の上、とっとり Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

年 月 日

店舗名:

代表者: